

社援基発 1117 第 1 号
令和 7 年 11 月 17 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」の一部改正について

標記については、平成 31 年 3 月 28 日社援基発 0328 第 2 号本職通知により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。